

令和4年度

予算編成方針

厚木市

令和4年度厚木市予算編成方針

長期化する新型コロナウイルス感染症の拡大は、企業業績の悪化による法人市民税の減収や、給与所得の減少に伴う個人市民税の減収など、本市の歳入面に多大な影響を及ぼし、歳出面においては、超高齢社会の更なる進展や公共施設の老朽化に伴う、社会保障経費や維持補修費の増大が避けられないなど、引き続き、厳しい財政運営が見込まれる状況である。

また、市民生活においては、長期に渡り、人と人との交流の機会が制限され、家庭や職場、学校、地域コミュニティなどにおいて様々な影響が生じており、コロナ禍を乗り越えるための取組や、感染拡大により明らかになった課題への対応が求められている。

このような中、本市では、第10次厚木市総合計画を策定し、将来都市像「自分らしさ輝く 希望と幸せあふれる 元気なまちあつぎ」の実現に向け、新たなまちづくりをスタートさせたところである。前例踏襲、現状維持の考えを捨て、新たな課題に対し常に一步先を行く、厚木らしい持続可能なまちづくりを進めるため、全ての職員が、市民ニーズを的確に把握することはもとより、市民の皆様の安心・安全を確保することを第一としながら、コロナ禍において中止や見送りとなった事業にあっては、一定の制約の下においても目的を達成できるよう、事業の進め方を抜本的に見直すなど、社会環境の変化に即応した効果的かつ効率的な行財政運営に一層取り組む必要がある。

さらに、第10次厚木市総合計画の推進に当たっては、3つの重点項目に位置付けた「安心・安全のまちづくり」、「コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市づくり」、「デジタル化の推進及び自然環境と共生した持続可能なまちづくり」に重点的に取り組むこととし、特に、脱炭素社会の実現に向けては、環境問題への意識やSDGsの認知度の高まりを捉え、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指し、市民、事業者の皆様を牽引すべく積極的に取り組むこととする。

以上を踏まえ、これまで以上の財源確保、歳出削減、業務見直しを押し進め、市民の皆様への命、健康、生活を守り抜くため、次のとおり令和4年度厚木市予算編成方針を定める。

令和3年10月7日

厚木市長

小林 常良

1 我が国の経済状況

実質経済成長率は、令和3年4～6月期のGDP（国内総生産）が、前期比年率でプラス1.9%となったものの、マイナス4.2%に落ち込んだ前期（1～3月期）からの戻りとしては弱く、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の令和元年10～12月期の水準には回復していない。

また、内閣府の月例経済報告（令和3年9月）においては「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、このところそのテンポが弱まっている。先行きについては、感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進するなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、内外の感染症の動向、サプライチェーンを通じた影響による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」との見解が示されている。

2 令和3年度の財政状況

令和3年度当初予算編成時の歳入においては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う企業業績悪化による法人市民税の減収、給与所得減少による個人市民税の減収などの多大な影響を見込んだ。

さらに、固定資産税や都市計画税については、3年に一度の評価替えによる減収もあるため、市税収入全体では令和2年度当初予算額と比べて約24.7億円の減少となり、一般財源全体としては、法人市民税の一部国税化^{※1}の影響による減収分を補てんする法人事業税交付金が約5.1億円の増となることを加味しても減少が見込まれたため、財源確保に当たり財政調整基金繰入金を前年度当初予算額から約11億円増額することとした。

一方、歳出においては、超高齢社会の更なる進展や公共施設の老朽化に伴い、社会保障経費や維持補修費が増大する中、本市がこれまで実施してきた土地区画整理事業など将来に向けた都市基盤整備についても歩みを止めず推進するよう予算編成を行った。

なお、当初予算編成以降については、4月にコロナ禍における経済対策として、市内中小企業支援に係る予算を補正で措置したところであり、感染防止対策や経済対策に関して引き続きスピード感を持って取り組む必要がある。

3 令和4年度の財政見通し及び取組姿勢

(1) 令和4年度の財政見通し

歳入面では、収入の根幹である市税について、家屋の新增築の影響により固定資産税の増収が想定されるが、新型コロナウイルス感染症の影響、生産年齢人口の減少^{※2}

用語解説

※1 法人市民税の一部国税化／都市と地方の税源の偏在化の是正を理由に、地方自治体の財源である法人住民税の一部を国税とし、これを地方の自治体へ分配するもの。令和元年度10月1日以降に開始する事業年度から、法人住民税法人税割の標準税率は9.7%から6.0%へと引き下げられ、引下げ相当分が国税化された。

※2 生産年齢人口の減少／年齢別人口のうち労働力の中核をなす15歳以上65歳未満の人口層。生産年齢人口の減少は納税義務者である給与所得者の減少につながり、個人市民税の減収を招く。本市では、平成17年以降減少に転じ、令和3年時点でピーク時の85%程度となっている。

に起因する納税義務者の減少等により、約2.7億円の個人市民税の減収が見込まれる。

なお、コロナ禍においても売上高や利益を上方修正している企業がある一方で、引き続き厳しい経営環境に置かれている業種も多いことから、法人市民税は全面的な税収回復には至らず、市税収入全体としては前年度と同程度にとどまるものと想定している。

また、税交付金において、経過措置の影響を受ける法人事業税交付金が約0.5億円の減収となることもあり、令和4年度の一般財源総額については、前年度と同規模を見込んでいる。

一方、歳出面では、社会保障経費や公共施設の老朽化に伴う維持補修費の増大は避けられないものとなっており、厳しい財政運営が求められるところである。

(2) 取組姿勢

このような厳しい財政状況においても、市民の暮らしや命を守るため、福祉施策の推進や自然災害への備えは必要である。また、超高齢社会の更なる進展に伴う社会保障経費の確保や子育て支援等についても、基礎自治体としての責務を果たさなければならない。

さらに、長期化の様相を呈している新型コロナウイルス感染症への対応はもとより、アフターコロナ・ウイズコロナ下でのデジタル化の推進やグリーン化社会の実現^{※3}等、将来を見据えた行政ニーズに対して的確に政策を打ち出すことも急務である。

新型コロナウイルス感染症の拡大を機に、社会は急速なスピードで大きく変化している。職員一人一人が「今、市民にとって必要な事業は何か」を見極め、令和4年度の予算編成に取り組んでいかなければならない。

市民の皆様からお預かりした大切な財源を市民サービスとして最大限還元するため、継続事業については徹底的に効果の検証と見直しを行うとともに、事業の優先順位を明確にする必要がある。また、庁内・庁外を問わず、様々な手段を講じて情報収集を行い、歳入においては、国・県等の予算編成の動向を把握し、補助金を獲得するとともに、歳出においては、的確な市民ニーズの把握や、あらゆる手段・手法との比較検討を行い、最少の経費で最大の効果を挙げる事業を構築する必要がある。

厳しい財政状況にひるむことなく、厚木市職員の気概と柔軟な発想を持って予算編成に臨まなければならない。

用語解説

※3 グリーン化社会の実現／日本政府は2050年カーボンニュートラル(温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、脱炭素社会の実現を目指すこと)を宣言。環境対策を経済の制約と捉えるのではなく、社会経済を大きく変革し、投資を促し、生産性を向上させ、産業構造の大転換と力強い成長を生み出す、その鍵となるもの。

4 予算編成の基本的な考え方

(1) 第10次厚木市総合計画の着実な推進

令和4年度は、計画の2年目となることから、計画初年度における成果と課題について、改めて、第1期基本計画の27の基本施策ごとに掲げる「目指す姿」、「第1期基本計画での取組方針」、「現状と課題」及び「施策の方向」に照らし、十分に検証するとともに、施策評価や市民満足度調査の結果を踏まえ、より効果的な事業手法を検討し、各事業を着実に推進する必要がある。

また、新規事業及び事業の拡大については、総合計画の推進にどのように寄与するのか、根拠やデータに基づき事業の効果を明らかにした上で要求することとし、第10次総合計画の将来都市像である『自分らしさ輝く 希望と幸せあふれる 元気なまちあつぎ』の実現に向け、第1期基本計画に位置付けた「三つの重点項目」と「二つの中長期視点」を踏まえた効果的な施策については、優先的に予算措置することとする。

なお、予算要求に際しては、職員一人一人が地域の課題を「自分ごと」として捉え、さらには、今後本格化する都市基盤整備などの大型プロジェクトや公共施設の更新などの財政需要についてもしっかりと認識した上で、責任ある予算編成に取り組むこととする。

【三つの重点項目】

① 安心・安全に暮らせるまち

ハード、ソフト両面から防災・減災のまちづくりを推進し、安心・安全に暮らせるまちを目指します。

② 誰もが快適に移動でき、地域で暮らし続け、働き続けることができるまち

中心市街地の都市機能や産業拠点などの都市基盤を整えとともに、コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市づくりを推進し、誰もが快適に移動でき、地域で暮らし続け、働き続けることができるまちを目指します。

③ デジタル化の推進及び自然環境と共生した持続可能なまち

経済成長と環境対応の好循環に向けて、「新たな日常」を踏まえた社会のデジタル化への対応、脱炭素・循環型社会の実現への取組等を推進し、一層便利で豊かに生活できるまちを目指すとともに、自然環境と共生した持続可能なまちを目指します。

【二つの中長期的な視点】

① 地域包括ケア社会の実現

本市では、国が推進する高齢者を対象とした「地域包括ケアシステム」を包含する、子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる「地域包括ケア社会」の実現を目指し、子育て、教育、就労、ハード整備等において、福祉の視点で分野横断的に取組を推進します。

② SDGsの達成

持続可能で多様性と包摂性のある「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に対して、分野横断的に取組を推進し、SDGsの達成を目指します。

(2) 事業の「選択と集中」

ア 決算分析を踏まえた見積り

予算要求に当たっては、令和2年度の決算内容の分析を十分に行い、不用額の状況等を検証するとともに、令和3年度の執行状況、コストバランス、事業費には表れない人件費に相当するコストなども踏まえ、真に必要とされる最小限の経費を見積もることとする。

イ ゼロベースからの見直し

全ての事務事業について、社会の潮流や行政ニーズの変遷を的確に捉えた上で、既存事業の在り方そのものに目を向け、「選択と集中」の観点から整理、統合、廃止等を行うこととする。

新規事業を検討する際には、「スクラップ・アンド・ビルド^{※4}」型の予算編成に徹することとする。

その上で、事業の必要性、対象、単価、回数等をゼロベースから見直し、徹底した経費の削減を図り、事業の成果を明確にすることで、これまでの事業を更に進化させるとともに、限られた財源をより効果的かつ効率的に配分し、最少の経費で最大の効果を挙げなければならない。

ウ 時代やニーズに即した経費の見直し

新型コロナウイルス感染症の拡大を機に市民の生活様式が変化していることなどから、見直しを図る好機と捉え、ニーズにそぐわなくなった事業を徹底的に精査するなど、積極的な業務改善を行うこととする。

エ 委託事業の再検証

委託事業については、人に係るコストが増大する中、職員が担うべき事務と委託化に見合う効果（市民サービスの質の向上、業務の効率化やそれに伴う人件費相当のコスト削減など）をゼロベースで再検証することとする。

計画策定等については、安易に委託の手法をとらず、真に必要であるかを見極めるとともに、必要と判断した場合においても、委託内容や工数が必要最小限となっていることを複数の視点で検討することとする。

オ サンセットの設定

新たな事業や拡充を予定している事業については、優先順位を十分検討し、類似事業の見直しなどにより、財源を明確に確保した上で予算要求することとし、事業の終期（サンセット^{※5}）を必ず設定することとする。

用語解説

※4 スクラップ・アンド・ビルド／経費の肥大化を防ぐため、既存事業の見直し・廃止によって新規・拡充事業に必要な財源を確保すること。

※5 サンセット／予算や事業にあらかじめ目的達成までの期限を設け、その期限を経過したら自動的に廃止すること。

カ 公共施設の維持補修・更新

公共施設の老朽化による維持補修や更新については、人口減少・超高齢社会の進展に伴う利用形態の変化を踏まえるとともに、コストバランスの検証、将来的な財政負担のシミュレーションをした上で、計画的に実施することとする。

キ 公営企業会計

公営企業については、一般会計に依存することなく、独立採算を基本として事業を計画することとする。

(3) 財源の確保

ア 財源の確保

歳入にあつては、市税、各種保険料、使用料などの収納対策強化はもとより、国・県の補助金の積極的な活用や民間活力の導入など、全職員が自ら財源を生み出すための創意工夫を凝らし、財源確保に向けあらゆる手段を検討することとする。

また、持続可能な行財政運営の確立に向け、受益者負担の見直しだけでなく、広告料収入、土地の貸付け、クラウドファンディング等、新たな財源の確保についても積極的に取り組むこととする。

イ 市債の活用と精査

市債については、今後予定されている大型プロジェクトを推進するに当たっては、将来にわたる財政負担を考慮した上で、効果的に活用することとする。

なお、市債を活用して実施する事業については、市全体の将来負担を把握する必要があることから、査定方式にかかわらず、市債額全体の調整を行うこととする。

(4) 行政改革の更なる推進

ア 令和4年度も引き続き、質の高い行政サービスを持続的に提供していくため、「強くしなやかな組織をつくる」、「強い財政基盤を確立する」、「市民協働により公共サービスを向上させる」の三つを重点目標に掲げる第7次行政改革大綱に基づき、全庁を挙げて行政改革を推進することとする。

また、市民サービスの向上を図るために、委託化や指定管理者制度、PPP/PFIなどの民間活力の活用を推進するものとする。

さらに、AI、RPA^{※6}等の導入や、デジタル技術の活用により、住民の利便性を向上させるとともに業務効率化を推進し、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげることとする。

なお、公共施設の最適化に向け、公共施設最適化基本計画に基づき、複合化や集

用語解説

※6 RPA／ロボティック・プロセス・オートメーション。定型業務を自動化する技術のこと。

約化などの適正配置を推進するとともに、目標耐用年数まで有効活用するための予防保全型の長寿命化改修については、施設の現状やこれまでの実績等を踏まえ、優先性を判断し実施することとする。

イ 外郭団体への委託及び補助については、必要最小限かつ適切な内容となるよう、改めて十分な検証をすることとする。

5 予算の編成方式等

(1) 概算要求の状況

8月に集計した概算要求の結果については、財政推計との間に大きなかい離があることから、第1期実施計画事業に必要な財源を確保しつつ、社会保障経費等の増大に対応するために、概算要求時の事業内容全てを再度見直すこととする。

(2) 予算編成要領に基づく編成

細部については、別に示す「予算編成要領」を踏まえ、本市の財政状況を十分に認識し、予算編成を行うこととする。

(3) 査定方式

ア 総合計画事業については、「一件査定^{※7}」とする。

各部においては、再度ゼロベースで事業費の精査をした上で見積ることとする。

イ 経常経費事業及びその他事業については、一般財源の「部等別枠配分方式^{※8}」による予算編成とする。

限られた財源の中で、各部等の創意工夫や主体的な判断により予算を編成することとする。

(4) 庁内横断的連携の必要性

これまでの常識的な発想や縦割りの考え方で現状を打破することは困難である。

環境の変化を的確に捉え、既存の常識にとらわれない柔軟な発想と庁内横断的な連携の強化により、予算編成を行うこととする。

歳入においても、所管事務の特定財源だけでなく市全体の財源にも目を配り、庁内横断的な情報共有に努めることとする。

用語解説

※7 一件査定／限られた財源から真に必要な事業に予算を配当するため、ゼロベースで事務事業を一件ごとに査定する予算編成方式

※8 部等別枠配分方式／あらかじめ一般財源のシーリング（限度額）を提示し、各部等の主体的な判断により予算を編成する方式